

軽費老人ホームケアハウスおやべ利用契約書

社会福祉法人小矢部福社会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）及び乙の身元保証人は、甲が設置運営する軽費老人ホームケアハウスおやべ（以下「施設」という。）の利用に関して、以下のとおり契約を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 甲は、富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成24年条例第63号、以下「県基準」という。）の趣旨に従い、乙に対し高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供するとともに、自主性を尊重しながら、明るくこころ豊かな生活ができるよう、サービスを提供する。

2 乙は、前項のサービス等の利用に対し、本契約の定めるところを承認し、必要な費用を支払うものとする。

（施設の概要）

第2条 乙が使用する施設は以下のとおりとする。

(1) 建物の表示

所在地	富山県小矢部市鷺島70番地の1
名称	軽費老人ホームケアハウスおやべ
構造	鉄筋コンクリート造4階建

(2) 居室の表示

居室種類	1人居室 2人居室
部屋番号	階 号室
面積	1人居室：27.03㎡、2人居室：54.08㎡
居室設備	畳ベット、床暖房、冷暖房エアコン、ウォシュレットトイレ、電話機（内線）、ミニキッチン（電磁調理器、小型冷蔵庫付き）、洗面所、ナースコール、インターホン

(3) 共有施設

- ア 食堂
- イ 大浴場
- ウ 家族風呂（2階～4階）
- エ 洗濯室（2階～4階）
- オ 談話室
- カ 談話コーナー（2階～4階）
- キ 娯楽室
- ク ゲストルーム
- ケ エレベーター（2基）

（目的外使用）

第3条 乙は、前条第1項第2号に定める居室を、乙の居住以外の目的に使用してはならない。

(契約期間)

第4条 乙は、次の入居日以降、本契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、前条の施設及び甲の提供するサービスを利用することができる。

入居日	年	月	日
-----	---	---	---

(契約当事者)

第5条 甲は、第1条第1項の目的を達成するために必要な職員を配置し、施設設備の維持管理を行うとともに、乙に提供するサービスを運営する。

2 乙は、本契約の締結に際し、身元保証人2人を定める。

(居室の変更)

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、居室の変更をすることができる。

- (1) 2人居室の入居者がいずれか一方の死亡等により1人となったとき。
- (2) 入居者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) その他、甲が必要と認めるとき。

(規程等の遵守)

第7条 甲及び乙は、本契約及び甲が別に定める運営規程等を遵守する。

第2章 施設の利用

(善管注意義務)

第8条 乙は、施設の居室及び共用施設並びに全ての構内設備の利用について、それぞれの本来の用途に従い、善良なる管理者の注意をもって使用する。

(外出)

第9条 乙は、外出しようとするときは、外出届を記入し、甲へ申し出るものとする。

(外泊)

第10条 乙は、外泊しようとするときは、食事変更及び外泊届を記入し、甲へ申し出るものとする。

(来訪者)

第11条 来訪者は、面会票を記入し、甲へ申し出るものとする。

2 来訪者は、甲の承認を受けて、施設に宿泊することができる。

(健康保持)

第12条 乙は、努めて健康の保持に留意するものとする。

(環境整備)

第13条 乙は、常に居室を整理・整頓し、清潔で良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設内外の清掃・除草等の環境整備に積極的に協力するものとする。

(身上変更の届出)

第14条 乙は、次の各号に掲げる身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに甲へ届け出るものとする。

- (1) 乙及び身元保証人等の氏名及び住所等の契約記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 乙が死亡したとき。
- (3) 乙の健康保険又は介護保険の保険証の記載事項に変更が生じたとき。
- (4) 乙が成年後見制度又は日常生活自立支援事業を申立てるとき。

(5) 乙が、施設の他の入居者の健康を害するおそれのある感染症に罹患したとき。

(6) その他、甲の定める運営規程に定める事項が生じたとき。

(融和と信頼)

第15条 乙は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動がないように努めるものとする。

(長期不在)

第16条 乙は、その居室を1ヵ月以上不在にする場合、あらかじめ施設へその旨を届け出るとともに、各種費用の支払い、居室の保全、連絡方法等について甲と協議するものとする。

(居室の造作・模様替え等の制限)

第17条 乙は、居室の形状に変更を来たすような造作の付加変更及び模様替えを行ってはならない。

2 乙は、あらかじめ施設の承認を得た上で、居室の形状に変更を来たさない限度で造作の付加変更及び模様替えをすることができる。ただし、乙は責任をもって、利用契約終了時に、居室を原状に復するものとする。

(居室内の補修等)

第18条 乙は、居室内の補修・改修・修繕等を行う時、その費用を負担するものとする。

(報告義務)

第19条 乙は、利用する居室に修繕等の必要があるときは、遅滞なくその旨を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の義務に違反したため施設に与えた損害を賠償するものとする。

(承認を必要とする事項)

第20条 乙は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

- (1) 施設内に工作をしようとするとき
- (2) 敷地内に自動車等を保有しようとするとき
- (3) 施設内で集会や会合を行うとき
- (4) 施設内で貼り紙等をするとき
- (5) 施設内の設備、備品を使用するとき

(動物飼育の禁止)

第21条 乙は、居室または敷地内において、動物を飼育してはならない。ただし、小型の魚類で甲が認めたものはその限りではない。

2 乙は、前項ただし書きにおいて飼育を許可された小動物の飼育について、他の入居者の生活に支障を生じさせない措置を講ずると共に、飼育についての全責任を負うものとする。

(施設内の禁止行為)

第22条 乙及び甲の職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔、とばく、中傷等他人に迷惑を及ぼす行為。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりする行為。
- (3) 指定した場所以外での喫煙及び火気使用。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を阻害する行為。
- (5) 故意又は無断で施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出す行為。

(6) 前各号のほか、施設の管理運営等に支障のある行為。

(居室内への立ち入り等)

第23条 甲は、居室の修繕、衛生、防犯、防火その他管理上の必要がある場合には、乙の承諾を得て、居室内に立ち入り、必要な処置を講じることができるものとする。ただし、災害及び乙の病気等緊急の場合は、乙の承諾なく居室内に立ち入ることができるものとする。

2 乙は、甲が居室の修繕、衛生、防犯、防火その他管理上の必要がある場合に、その居室内で必要な行為をすることを、正当な理由なく妨げてはならない。

(原状回復の義務)

第24条 乙は、施設及び備品を自らの責めにより汚損、破壊もしくは滅失したとき、又は施設に無断でその居室の形状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状に回復するか、又は甲が定める代価を支払わなければならない。

2 乙は、利用契約を解除又は終了により居室を明け渡す場合、居室の修理、補修もしくは取り替えに要する費用を負担しなければならない。

第3章 各種サービス

第25条 甲は、乙が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じた次の各号のサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供する。

(1) 相談及び援助

(2) 食事の提供

(3) 入浴の準備

(4) 健康管理

(5) 家族との交流支援

(6) 外出の支援

(7) レクリエーション

(8) 付加的サービス

2 甲の職員は、乙に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、乙及びその家族又は身元保証人に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

第4章 利用料その他の費用の額

(利用料)

第26条 甲は、乙又は身元保証人から施設の利用料を、甲が別に定める料金規程に従い、支払を受けることができるものとする。

(利用料等の納入)

第27条 乙は、毎月の利用料等を施設の指定する日までに指定の方法により支払わなければならない。

(保証金)

第28条 乙は、退居時における居室の現状回復費用及び前条に規定する利用料等が滞納された場合の保証金を入居時に支払うものとする。

2 甲は、利用契約が終了した場合、保証金から居室の原状回復費用と利用料等の未払い分の填補に充

てた金額を除いた残額を利用者に返還するものとする。

(資料の提供)

第29条 乙は、利用契約締結時及び毎年、利用料認定に要する次の書類を必ず甲に提出しなければならない。

(1) 収入額の認定に必要な書類

イ 前年分の所得税確定申告書の写し

ロ 確定申告のない場合は、年金通知書の写し又は所得の源泉徴収票、その他収入を証明できる書類

ハ 利用料を縁故者が負担する場合は、その縁故者の収入を証明できる書類

(2) 必要経費の認定に要する書類

イ 租税、医療費、社会保険料等の領収書

ロ その他必要経費を証明できる書類

(3) その他施設が指定する書類

第5章 施設の義務

(衛生管理)

第30条 甲は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策をおおむね3月に1回以上検討し、職員に対し、周知徹底を図ること。

(2) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第26条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(身体的拘束等の禁止)

第31条 甲は、サービスの提供にあたっては、乙又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

2 甲は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(苦情処理)

第32条 甲は、提供したサービスに関する入居者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族等に対する説明その他必要な措置を講じるものとする。

2 甲は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 甲は、その提供したサービスに関し、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(協力病院)

第33条 甲は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（施設との間で、入居者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めるものとする。

(地域との連携等)

第34条 甲は、その運営にあたり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなどの地域との交流を図るものとする。

2 甲は、その運営にあたり、その提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条 甲は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 甲は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 甲は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

4 甲は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(守秘義務)

第36条 甲は、正当な理由なく、その業務上知り得た乙及びその家族等の秘密を他に漏らしてはならない。

2 甲は、職員及び退職した職員が乙及びその家族等の秘密を他に漏洩することがないように、必要な処置を講じるものとする。

3 甲は、介護保険給付の受給申請等、入居者及びその家族等の個人情報を用いる場合には、あらかじめ、乙及び身元保証人の同意を文書により得なくてはならない。

4 甲は、緊急時の対応において、救急車を要請し、身元保証人等が到着されない間に医療機関から要請がある場合、乙の心身等の情報並びに乙、身元保証人等の氏名及び連絡先等の個人情報を医療機関に提供するものとする。

(記録の整備)

第37条 甲は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 甲は、乙に提供するサービスの状況に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第6章 災害対策

(非常災害対策)

第38条 甲は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 甲は、消火設備、その他非常災害に際して必要な設備、並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備える。

第7章 損害賠償

(甲の損害賠償責任)

第39条 甲は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、その責めに帰すべき事由により乙に与えた損害について賠償責任を負う。ただし、損害の発生につき、乙に過失が認められる場合には、甲の損害賠償責任を減ずる。

2 甲は、損害賠償責任を負う場合には、速やかにこれを履行する。

(免責)

第40条 甲は、次の各号に該当する場合、損害賠償責任を負わない。

(1) 天災、事変、火災、盗難、詐欺及び外出中の不慮の事故その他の不可抗力により乙が損害を受けた場合。

(2) 乙が、本契約締結時に、その心身の状況及び病歴・嗜好等の重要事項について、故意に甲にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。ただし、損害発生時に、既に甲が上記重要事項を知っていた場合はこの限りでない。

(3) 乙が、甲がサービスの実施にあたって行う必要事項の聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。

(4) 乙の急激な体調の変化等、甲の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。

(5) 乙が、第22条に定める遵守義務に違反し、又は甲及びその職員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

(6) 乙が、第14条に定める届出義務に反したために、甲が損害の発生及び拡大を防止する措置を講じることができなかった場合。

(乙の損害賠償責任)

第41条 乙及び身元保証人は、乙が施設の運営規程や甲の指示、その他本契約に定める乙の義務に違反したために甲に損害を及ぼした場合は、損倍賠償の責任を負う。

2 乙は、故意又は重大な過失によって、建物・設備及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、または、現状に回復しなければならない。

第8章 契約の終了

(契約の終了)

第42条 乙が次の各号の一に該当する場合には利用契約を終了とする。

(1) 乙が死亡したとき。

(2) 乙から退居届（様式5）の提出があり、これを受理したとき。

(3) 第44条の規定により利用契約を解除したとき。

(4) 利用契約期間中に、地震・噴火等の天災その他理由の如何にかかわらず、施設が滅失・朽廃し、乙の施設での生活が不可能となった場合。

(退居届)

第43条 乙は、退居届を提出し、何時でも利用契約を解約することができる。ただし、退居届は、解約

日の30日前までに甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の契約解約日まで、その使用する居室を明け渡すものとする。

3 乙が退居届を提出することなく退居した場合は、甲が乙の退居を知った日をもって、利用契約は終了するものとする。甲がその旨を知るまでの間に、乙が使用していた居室について生じた損害は、乙及び身元保証人がその責めを負う。

(契約の解除)

第44条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、1ヵ月間の予告期間を置いて、利用契約を解除することができる。

(1) 不正またはいつわりの手段によって利用承認をうけたとき。

(2) 正当な理由なく利用料等を滞納し、施設の相当期間を定めた催告にもかかわらず、その滞納額が2ヵ月に達したとき。

(3) 乙が利用料等を支払うことができなくなったとき。

(4) 居宅介護サービス提供を利用してなお常時介護を必要とし、施設での生活が著しく困難となったとき。

(5) 身体又は精神的疾患等のため、施設での生活が著しく困難となったとき。

(6) 承認を得ないで、施設の建物、付帯設備等の造作・模様替えを行い、かつ、原状回復をしないとき。

(7) 金銭の管理、各種サービスの利用について乙自身で判断ができなくなったとき。

(8) 入院等により、施設での生活が続けられなくなったとき。

(9) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し他の利用者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適當と思われる事由が生じたとき。

2 乙が病気療養等で3ヵ月以上居室を不在とする場合、甲、乙及び身元保証人が協議してこの契約を解除することができるものとする。

3 甲は、入居時に契約の解除となる条件について、十分説明し、契約を解除するに至った場合、具体的に理由を明示するものとする。

(退居に伴う援助)

第45条 甲は、乙の退居に際し、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第26項に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第25項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(契約の終了日)

第46条 利用契約の終了日は、次の日とする。

(1) 乙が死亡した翌日。

(2) 乙が退居届を提出した場合は、乙が指定した日。乙から退居届が提出されなかった場合は、甲が乙の退居を知った日。

(3) 第21条の規定により利用契約を解除する場合は、甲又は乙による解除の意思表示が相手方に到達した日。

(4) 甲及び乙又は身元保証人で話し合って定めた退居日。

(契約終了後の居室使用に伴う清算)

第47条 乙又は身元保証人は、乙が前条第1項第2号又は第4号に規定する契約終了日の翌日から起算して明け渡し完了する日までの間、利用料等をその月の日割りにより計算した料金を支払う。

2 前条第1項第1号の場合、乙の相続人又は身元保証人は、居室を明け渡すまでの間、前項に定める料金を支払うものとする。

(原状回復費用)

第48条 乙は、利用契約の終了により居室を明け渡すときは、居室の原状回復に要する費用を負担する。

(財産管理の終了)

第49条 乙の死亡により利用契約が終了した場合、甲は乙の相続人又は身元保証人に乙の所有物に関する一切の処置を委ねるものとする。

2 乙の相続人又は身元保証人は、甲より利用契約が乙の死亡により終了した旨の通知を受けた場合、乙が死亡した日の翌日から起算して1週間以内に乙の所有に属する物を引き取り、居室を明け渡すものとする。

3 甲は、乙の相続人又は身元保証人が引き取るまでの間、乙の所有物を善良なる管理者の責任をもって保管する。

4 同条第2項の明け渡し日が過ぎても、なお残置された乙の所有物(以下「残置物」という。)は、乙の相続人又は承継人がその所有権を放棄したものと看做して、施設において適宜処分できるものとする。なお、甲が残置物を処分するのに要する費用は、身元保証人が負担するものとする。

第10章 身元保証人

(身元保証人の責任)

第50条 第5条第2項の身元保証人は、次の各号の事項を堅く守り、利用者の身元に関する一切の事項を、身元保証人が連帯してその責めに任じる。

(1) 施設の諸規程並びに指示を堅く守る。

(2) 施設の生活が不相当と認められた場合は、いつ退居を命じられても異議を申し立てず、利用者の引き取りは身元保証人が責任を負う。

(3) 利用料等は、毎月所定の期日までに必ず納入する。

(4) 利用者が所定の諸費用の支払いを不能となった場合は、身元保証人において支払う。

(5) 利用者が故意又は過失によって、建物、設備に損害を与え、又は無断で居室に工作を加え、設備、備品の形状を変更したときは、本人と連帯してその損害を弁償し、又は現状に回復する。

(身元保証人の債務負担)

第51条 身元保証人は、本契約により乙に発生する一切の債務について、乙と連帯して負担するものとする。

2 前項の負担は、極度額15万円を限度とする。

第11章 その他

(権利譲渡の禁止)

第52条 乙は、本契約に基づく権利を第三者に譲渡してはならない。

(誠実義務)

第53条 本契約に定められていない事項については、必要に応じて甲、乙及び身元保証人は誠意をもつ

て協議し、処理をする。

(合意管轄)

第54条 甲、乙及び身元保証人は、本契約に関して争いを生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所と定めることを合意する。本契約が終了し、乙の居室の明け渡しが終了した後であっても同様とする。

本契約の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び身元保証人が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住 所	富山県小矢部市浅地121番地
	氏 名	社会福祉法人 小矢部福祉会 理事長 舟 本 勇
乙（利用者）	住 所	_____
	氏 名	_____ 印
身元保証人	住 所	_____
	氏 名	_____ 実印
身元保証人	住 所	_____
	氏 名	_____ 実印

(様式3)

身元保証書

令和 年 月 日

社会福祉法人 小矢部福祉会 理事長 殿

利用者	住 所	
	氏 名	印

このたび、上記の利用者が軽費老人ホームケアハウスおやべへ入居するに際し、下記事項を堅く守りますとともに、利用者の身元に関する一切の事項は、身元保証人が連帯してその責めに任じますことを連署のうえ、本書を提出いたします。

身元保証人 1	住 所		続柄	
	氏 名	実印	生年月日	年 月 日
	職 業		勤務先	
	連絡先	自 宅	電話 ()	携帯 :
勤務先		電話 ()		

身元保証人 2	住 所		続柄	
	氏 名	実印	生年月日	年 月 日
	職 業		勤務先	
	連絡先	自 宅	電話 ()	携帯 :
勤務先		電話 ()		

記

- 1 施設の諸規程並びにご指示を堅く守ります。
- 2 施設の生活が不相当と認められた場合は、いつ退居を命じられても異議を申しません。この場合、利用者の引き取りは身元保証人が責任を負います。
- 3 所定の費用は、毎月所定の期日までに必ず納入いたします。
- 4 利用者が所定の諸費用の支払いを不能となった場合は、身元保証人において支払います。
- 5 利用者が故意又は過失によって、建物、設備に損害を与え、又は無断で居室に工作を加え、設備、備品の形状を変更したときは、本人と連帯してその損害を弁償し、又は現状に回復いたします。
- 6 利用者の債務について、極度額 15 万円の範囲で連帯して負担します。

ケアハウスおやべ利用に係る保証金に関する覚書

社会福祉法人小矢部福社会（以下「甲」という。）と利用者（以下「乙」という。）並びに身元保証人との間において、軽費老人ホームケアハウスおやべ利用契約書（以下「利用契約書」という。）第28条に規定する保証金に関し、次のとおり覚書を締結する。

（保証金の支払い）

第1条 乙は、保証金をケアハウスおやべ（以下「施設」という。）の利用開始前に必ず支払うものとする。なお、乙が支払えない場合は、身元保証人が支払うものとする。

2 甲は、乙又は身元保証人が施設の利用開始前に保証金を支払わない場合、その支払いが確認できるまで、乙の利用開始を延期する。

（保証金の額）

第2条 保証金の額は、次のとおりとする。

(1) 1人居室利用の場合 30万円

(2) 2人居室利用の場合 40万円

（保証金の使途）

第3条 保証金の使途は次のとおりとする。

(1) 利用契約書第27条に規定する乙の利用料等の納入が滞納された場合の補填費用。

(2) 利用契約書第41条に規定する乙の損害賠償費用。

(3) 利用契約書第48条に規定する乙の退居時における居室の原状回復費用。

ア ハウスクリーニング（居室の清掃及びワックス）

イ 畳ベットの表替え

ウ シンクの菊座ゴム・ゴミ収納カゴの交換

エ カーテンクリーニング

オ トイレ便器の清掃及びメンテナンス

カ 電池交換（エアコン・室内照明のリモコン及びトイレ操作盤用電池）

キ 居室の手入れ、管理等が悪く、床や壁のキズ、シミ、カビなどの発生している場合の原状回復費用

(4) その他、予期せぬ事態において乙及び身元保証人から補填を要求された費用。

（保証金の返還）

第4条 甲は、利用契約が終了した場合、保証金から前条に規定する費用を除いた残額を乙又は身元保証人に返還する。

2 甲は、保証金を前条に規定する費用に充当した後、残金が生じた場合、乙又は身元保証人に請求し、乙又は身元保証人は、これを支払うものとする。

（誠実義務）

第5条 本覚書に定められていない事項については、必要に応じて甲、乙及び身元保証人は誠意をもって協議し、処理をする。

本覚書の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び身元保証人が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 富山県小矢部市浅地121番地
氏 名 社会福祉法人 小矢部福祉会
理事長 舟 本 勇

乙（利用者） 住 所 _____
氏 名 _____ 印

身元保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 実印

身元保証人 住 所 _____
氏 名 _____ 実印